

別記第10号様式(第10条関係)

毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請は次の場合に必要です。

- ①製造(輸入)する品目を新たに追加する場合。
 - ②原体の小分け製造品目を一貫製造に変更する場合(小分け製造品目の廃止に伴う変更届を同時に提出)。
 - ③製剤において、既に登録済みのもものと含量が異なる品目を製造(輸入)する場合。
- ※「原体の一貫製造品目を小分け製造に変更する場合」については、変更届の対象。

毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請に必要な書類は次のとおり。

- ①登録変更申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第10号様式)
(登録票の提出は不要)

(提出部数及び手数料)

提出部数：1部

※輸入業の場合は登録変更申請書を副本1部追加

手数料：5,200円

別記第10号様式(第10条関係)

1. 毒物劇物(製造業・輸入業)登録変更申請書の記載上の留意点。

(1) 製造業、輸入業のいずれか該当するものを○で囲むこと。

(2) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。

登録年月日は登録票に記載されている有効期間の始期年月日とすること。

(3) 製造所(営業所)の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上記載すること。

(4) 製造(輸入)品目欄は次のとおり記載すること。

ア) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

イ) 化学名は、法別表又は毒物及び劇物指定令に記載されている化学名を用いること。

なお、化学名は「系」「類」等包括的な名称とせず具体的な名称とすること。

例「令2-1 無機亜鉛塩類」は不可 → 「令2-1 硫酸亜鉛」

ウ) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、類別欄に「令2-32」、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

エ) 製剤の場合、含量は一定の含量幅を持たせて記載して差し支えない。

オ) 原体の小分けの場合、化学名の横に(小分け)と付記すること。

カ) 原体の場合、含量は記載しないこと。

キ) 品目の全てを記載することができない場合、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

この場合、毒物、劇物に分け、類別及び濃度順に記載すること。

また、混合製剤の場合、下記例のように()で囲む等混合製剤であることがわかり易いようにすること。

別紙記載例

	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
製造(輸入)品目	法1-22	弗化水素
	法2-63	ニトロベンゼン(小分け)
	令1-8	シアン化カリウム25%
	令2-32	有機シアン化合物
	令2-68	水酸化ナトリウム 5%を超えて40%まで
	令2-83	2-(3-ピリジル)-ピペリジン60%
	令2-104	硫酸 10%を超えて98%まで
	(令2-65)	(水酸化カリウム 25%)
(令2-68)	(水酸化ナトリウム 20%)	
		混合物

法1: 毒物及び劇物取締法別表第1

令1: 毒物及び劇物指定令第1条

法2: 毒物及び劇物取締法別表第2

令2: 毒物及び劇物指定令第2条

別記第10号様式(第10条関係)

(5) 備考欄の記載について。

新規に登録する品目の別名がある場合は記載すること。

(6) 申請年月日は、提出日を記載すること。

(7) 住所及び氏名は、登録票をよく確認の上記載すること。